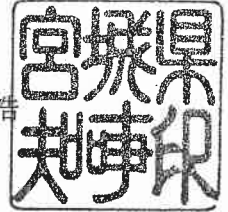


環対第5002号

令和3年11月4日

合同会社G-B i o石巻須江代表社員 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



G-B i o石巻須江発電事業環境影響評価準備書に対する知事意見  
について（通知）

このことについては、別紙のとおりです。

担当 : 環境生活部 環境対策課  
環境影響評価班 渡邊  
電話 : 022-211-2667  
FAX : 022-211-2696

## G-Bio石巻須江発電事業 環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、石巻市において、出力 102,750kW の液体バイオマス火力発電施設を設置するものである。

バイオマス火力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、対象事業実施区域（以下「事業区域」という）及びその周辺は、地域の里山として住民にとってより良い環境を形成する価値を持つとともに、東日本大震災により被災された多くの住民が住宅を再建し、生活する地域である。付近には小学校、保育所及び多数の住居等が存在しているため、本事業の実施による大気質、騒音及び悪臭等生活環境への影響や動植物への影響も懸念される。また、燃料輸送経路には現時点においても交通量が多く、道幅が狭い通学路が含まれるなど、燃料輸送に伴う交通環境負荷の増加による環境影響だけではなく、道路交通への影響が懸念される。

加えて、県に対し、本事業に対する住民からの要望等が提出されるなど、住民から環境への影響を懸念する意見があることから、「バイオマス発電ガイドライン」において求める「地域との共生」の観点からも、環境コミュニケーションの充実を図り、住民の不安を払拭することに最大限努める必要がある。

このため、貴社が事業を実施するに当たっては、積極的な情報提供の実施及び準備書に記載された環境保全措置の確実な実施に加え、後述する個別的事項を踏まえた一層の環境影響の回避及び低減に努めること。

### 1 全般的事項

#### (1) 発電用燃料の情報

評価書においては、発電に使用する新規燃料 G-Bio Fuel.P（以下「新規燃料」という）に関する詳細な情報（原料（学名を含む）、成分組成、他事業における使用実績等）を記載するとともに、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象燃料として認定されなかった場合の対応及び供給見通しに基づいた代替燃料の使用可能性も含めて、明確に示すこと。

#### (2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、実施による効果を定量的に判断し、影響が懸念される評価項目の数値目標等の遵守に努めるとともに、必要に応じて、準備書に記載の環境保全措置の見直しを検討すること。

#### (3) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、立地する石巻市や隣接する東松島市及び関係者に対して、事業計画及び環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得たことを確認した上で事業を進めること。

なお、新規燃料の使用により、想定外の環境影響の発生が懸念されることから、事業の実施に当たっては、住民等へ施設の稼働状況及び常時監視システムのリアルタ

イムでの共有，事後調査結果の迅速なフィードバック等，積極的な情報提供を行うこと。

そのうえで，地元との環境保全に係る協議会等を組織することが望ましい。

また，「石巻市環境基本計画」，「石巻市 SDGs 未来都市計画」及び「石巻市生物多様性地域戦略」等，関係自治体が策定する計画等を踏まえ，適切に対応すること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気質に対する影響

イ 新規燃料の臭気や排気が大気質に与える影響について，同種及び類似の植物油と比較した結果を参考情報として掲載する等，よりわかりやすく評価書に記載すること。

ロ 稼働後の環境保全措置として，窒素酸化物をはじめとする大気質について，常時監視を実施するとともに，実際の拡散状況及び濃度測定を含め，事後調査の対象とすること。また，常時監視や事後調査の結果については，積極的に公表し，地域との情報交換に努めるとともに，異常値が確認された際の緊急連絡体制をあらかじめ構築すること。

ハ 排ガス処理施設の設計に当たっては，常時監視結果や事後調査の結果に応じて，より環境への影響を低減することが可能な構造となるようあらかじめ検討する等，環境への負荷低減のための十分な措置を講じること。

### (2) 悪臭による影響

新規燃料について，揮発性化合物等の不純物を含めた成分組成等を明らかにすること。その上で，特に夏季高温条件における保管及び燃焼に伴い発生する臭気が，生活環境に与える影響について，臭気指数等に係る計量証明等，科学的に評価した結果を評価書に記載すること。

### (3) 騒音，振動及び低周波音による影響

イ 幹線交通を担う道路に近接する地域以外の調査地点における騒音の評価にあっては，現状の環境を踏まえ，適用する基準及び条件について再検討した上で，適切に評価を行うこと。

ロ 事業区域近傍には住居等が存在することから，工事中の資材，機械の運搬及び残土処理にかかる大型車両の通行等に伴う騒音等による生活環境への影響が懸念される。このため，調査地点の追加や，気候等の条件を再検討した上で，大型車両の通行計画を含めて評価し直し，必要に応じて生活環境への影響が大きい時間帯における通行の回避や，通行車両台数の時間帯毎の分散等，生活環境への影響をより低減させる措置を検討すること。

#### (4) 水環境に対する影響

イ 濁水や温排水の排出が周辺の水環境へ影響を及ぼすことのないよう、あらかじめ周辺の雨水排水施設管理者等との調整を図った上で、流量及び水路断面の検討も併せて行うなど適切な排水対策を講じること。

ロ 貯油施設を有することから、燃料の漏出や火災等により周辺の水環境及び住民に影響が及ぶことのないよう、点検項目の設定や地域住民一体型の事故想定避難訓練の開催等の対応方針について、評価書に記載すること。

ハ 現段階において下水道敷設の施工時期が未定であるため、「石巻市流域関連公共下水道事業計画」の内容を踏まえ、下水道に排水できない場合を想定した排水処理方法及び排水経路を評価書に明示すること。

#### (5) 地盤の安定性に対する影響

イ 事業区域及びその周辺には、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）等が存在することから、事業の実施が残存する急傾斜地に与える影響について、崩壊予備物質になりうる土層の簡易貫入試験や急傾斜地の安定解析等を実施した上で評価すること。また、土砂災害に関わる既存の防災施設について調査した上で、影響を予測及び評価し、評価書に記載すること。

ロ 旭山撓曲と須江断層の位置関係を示した上で、可能な範囲で施設の耐震安全性の評価を行い、内容を評価書に記載すること。また、評価の結果、活断層型地震やプレート境界型地震による施設への影響が懸念される場合は、より安全側での保全措置を検討すること。

#### (6) 動物に対する影響

イ 事業区域及びその周辺では、特別天然記念物カモシカの生息や希少猛禽類の飛翔及び営巣が確認されていることから、事業の実施による生息環境への影響が懸念される。

このことから、これらの動物について、生息地の保全に配慮した開発事業とすること。

ロ 猛禽類の繁殖について年時変化があることを踏まえ、今回確認されたノスリ以外の猛禽類についても、着工までに生息状況に係る追加調査を実施すること。また、追加調査結果を踏まえ、事後調査の実施を検討する等の環境保全措置を講じることとし、その旨を評価書に記載すること。

ハ 地表性の動物の調査について、より広域を対象とした現地踏査結果を評価書に掲載した上で、工事用車両の通行等による轢死について実効性の高い環境保全措置を適切に講ずること。

(7) 植物に対する影響

調整池等からの排水等による水質の変化によって、事業区域周辺の希少な植物の生息環境が影響を受けることのないよう、適切に環境保全措置を実施すること。

(8) 景観に対する影響

発電所及び付帯施設（鉄塔、送電線など）の設置に伴う景観への影響について、造成法面の緑化や残置森林の連続性の確保等、適切に環境保全措置を実施すること。

(9) 廃棄物の減量化及び再資源化の推進

発電所の運転に伴う産業廃棄物等については、再生利用及び最終処分等の処理方法を明確にした上で、処分先を明示すること。

(10) 温室効果ガス等の削減に向けた取組

温室効果ガスの排出量について、原料の栽培、燃料の製造及び燃料を輸入する際の船舶等の運行なども含め、ライフサイクル GHG とカーボンニュートラルをそれぞれ区別した上で、個別の増加要素及び減少要素を明確にし、予測及び評価を行うこと。

(11) 放射線の量による影響

放射線の量について、事業区域内の土壌の放射性物質濃度を測定する等適切に把握した上で、拡散防止措置等を事業計画に反映すること。

(12) その他

事業区域及びその周辺には、埋蔵文化財包蔵地須江瓦山 A 窯跡が存在する。事業の実施に当たり、当該埋蔵文化財包蔵地の土地の形質の変更行為は、可能な限り回避する計画とし、関係機関と協議の上、調査等を実施すること。